Marine Stewardship Council fisheries assessments

25 October 2019

MSCクライアント用文書チェックリスト

1. はじめに
   1. クライアント用文書チェックリストの利用

|  |
| --- |
| 本文書内の情報を確認の上、貴方の漁業に関する情報をできる限り集め、構造化されたチェックリストであるクライアント用文書チェックリストを完成し、適合性審査機関（以下審査機関）に提出してください。審査の早い段階でできる限り多くの情報を提供することにより、より確かな審査が期待できます。  網掛けされていないフィールドは全て記入してください。斜体で書かれている注記やガイダンスは全て削除し、貴方の漁業の情報に置き換えてください。「はじめに」のセクションなど、記入方法に関するグレーのボックスは全て削除していただいて結構です。 |

* 1. 補足情報

|  |
| --- |
| MSC漁業認証規格は世界のあらゆる種類の漁業を対象とするため、すべての漁業に適用可能なチェックリストの作成は不可能です。入手可能な情報、不可能な情報について把握しておくことも大切です。探しても見つからなかった文書がある場合は、記入欄を用いて審査チームに知らせることができます。   * + 1. Guidance to the Client Document Checklist in the Appendix　附属文書内のクライアント用文書チェックリストに関するガイダンス   [The appendix includes guidance on providing supporting information to the Checklist.](#Guidance)  附属文書にはクライアント用文書チェックリストに添付する補足情報に関するガイダンスがあります。   * + 1. 「漁業」とは？   本チェックリストにおいて、「漁業」は複数の意味で使用されています。単に審査単位（漁業クライアント）のことを指す場合もあれば、国家レベル、資源レベルでの広範囲にわたる漁業管理システムのことを指す場合もあります。通常、審査に必要な情報は、このような色々なレベルから得ることになります（例えば、目標を含む方策を記した文書といっても、企業の内部方針の場合もあれば、地方自治体、国、国際的政策の場合もあります。）。ただし、資源レベルに関する情報に限っては、資源全体に関する情報が必要です。   * + 1. MSC漁業認証規格   漁業は、MSC漁業認証規格に則って審査をされるため、要求事項の詳細情報をご確認ください。審査チームは、MSC漁業認証規格の業績評価指標に対して漁業を採点します。MSCクライアント用文書チェックリストに記載されている文書には、一つ以上の業績評価指標に利用されるものもあります。  **注記：**二枚貝およびサケ類の増殖漁業については、MSC漁業認証規格の附属文書SBと附属文書SCに、それぞれに特化した要求事項が記載されています。これらの漁業については、以下のデータとは異なる、あるいは追加の情報が必要となる場合があります。 |

1. クライアント用文書チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| **表2.1 クライアント名及び漁業の名称** | |
| 1 | クライアント名 |
|  |  |
| 2 | 漁業の名称 |
|  | * fisheries.msc.orgをご参照ください。 * 審査機関と相談の上、MSC要求事項に則った漁業の名称を付けてください。 |
|  |  |
| 3 | どの魚種あるいは水産資源にエコラベルを付けたいですか？ |
|  |  |

1. MSC漁業認証規格　原則１　資源状態
   1. 審査チームにとって、あれば役立つ情報は？

|  |
| --- |
| **最新の資源評価報告書**   * 資源評価に使用されたデータの詳細（資源構造、生産性、船団構成、資源量、漁獲量、感受性分析等）。 * 管理基準値の設定方法。 * 水揚げ／陸揚げの推移、漁獲死亡率、単位努力あたりの漁獲量（CPUE）、加入量。 * その漁業において、加入が損なわれるレベル（PRI）及び最大持続生産量（MSY）がどのように算出されているかについての情報。 * 各データセットの不確実性およびギャップの解析。 * 資源評価において予防的アプローチをとっているという証拠。 * 資源評価のピアレビュー報告書もしくはピアレビューされている情報（資源評価計画の最終版にピアレビューが含まれていることもあります）。   **管理者に対する最新の科学的助言**   * 異なった管理方策の結果についてのシミュレーション結果。 * （もしもあれば）科学ワーキンググループの論文   **管理計画**   * 単一種もしくは複数種。 * 対象種の投棄を管理する方策の詳細。 * 漁獲方策の見直しに関する情報。 * 既存のデータにより、現行の漁獲努力量が高すぎることが示された場合に漁獲努力を修正する内部ルールやトリガー。 * 管理計画もしくは回復計画、および時間枠。 * 資源回復に関する科学的助言に対する管理決定に関する情報（TAC、漁獲許容量の変更や漁獲努力の規制が行われている等） * 科学的助言に対し、管理側がここ数年どのように対応したかについての詳細（TACやライセンス発行数などの漁獲努力量の時系列、および科学的助言との比較）   **一般**   * 審査中漁業の漁獲量および漁獲努力量のデータ（漁獲努力量を測る上で最も適切とされるのがログブックおよび／もしくは売り上げデータ、ライセンス発行数、漁船の規模、種類および数、出漁日数、かご等の数です。） * ログブック * 資源に関する規制リスト（漁獲量および漁獲努力量の制限、割り当て量、最小体長、漁具や漁法の規制等） * 主要な低次栄養段階種（LTL）については、複数種の資源評価モデルもしくは生態系ベースの管理基準値を評価するその他の情報。 * オブザーバーの報告書およびデータ。 * サメ、海鳥、海洋哺乳類、ウミガメ等に関する国の行動計画 * リスク評価。 |

* 1. 地域科学機関（例：国際海洋開発理事会（ICES）や地域漁業管理機関（RFMO）の作業部会）, 国の機関（例：オランダのIMARES、カナダの水産海洋省等）および／もしくは地方団体がまとめた資源評価報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 表3.2.1-地域科学機関, 国の機関および／もしくは地方団体がまとめた資源評価報告書 | |
| 1 | 対象種（MSC認証審査の対象となる魚種） |
| 参考文献 | * 資源評価に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 対象種以外に獲れる種 |
| 参考文献 | * 資源評価に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 3 | 投棄もしくは逃した種 |
| 参考文献 | * 資源評価に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

* 1. 生物学および生態学上の最新の科学的助言、科学調査もしくは研究発表

|  |  |
| --- | --- |
| **表3.3.1 生物学および生態学上の最新の科学的助言、科学調査もしくは研究発表** | |
| 1 | 対象種（MSC認証審査の対象となる魚種） |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書にアクセスできるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

* 1. ログブックもしくは水揚げデータ

|  |  |
| --- | --- |
| **表3.4.1 ログブックもしくは水揚げデータ** | |
| 1 | 対象種（MSC認証審査の対象となる魚種） |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

* 1. 対象種を漁獲する漁船あるいは漁業者に関する情報

|  |  |
| --- | --- |
| **表3.5.1対象種を漁獲する漁船あるいは漁業者に関する情報** | |
| 1 | 審査中のクライアント・グループもしくは漁業の操業方法の記述 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 審査中のクライアント・グループもしくは漁業が使用する漁具の記述 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 3 | 審査中のクライアント・グループもしくは漁業の漁獲量あるいは努力量に関するデータ |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 4 | 対象種を漁獲する全ての漁船もしくは漁業者の操業方法に関する記述 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 5 | 対象種を漁獲する全ての漁船もしくは漁業者が使用する漁具の記述 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 6 | 対象種を漁獲するクライアントグループを含む全ての漁船や漁業者の漁獲の割合 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

* 1. 重複するMSC審査

|  |  |
| --- | --- |
| **表3.6.1 報告書、地図およびその他の文書** | |
| 1 | 同じ種を対象とする他のMSC認証漁業の審査報告書 |
| 参考文献 | * そのほかの漁業審査報告書に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

1. MSC漁業認証規格　原則２　環境へのインパクトを最小限に抑える
   1. 審査チームにとって、あれば役立つ情報は？

|  |
| --- |
| **第１種及び第２種**   * 審査中の漁業の漁獲データ（ログブックおよび／もしくは売上データ）。 * 漁獲の内訳を示す経年の漁獲量の概要 * 管理基準値あるいはその他の生物学的限界値に関する最新の資源評価あるいは報告書。 * 資源状態と関連付けられるかもしれない情報（漁獲量の推移、CPUE, 調査データ、サイズ分布、科学調査報告書など）。 * 科学的助言に対して取られた管理計画もしくは行動（TACや漁獲努力規制の時系列など）。 * 漁業に対する規制リスト（TACおよび漁獲割当、漁獲努力制限、投棄もしくは保持する義務、禁漁水域など）。 * これらの種に対する管理措置あるいは方策の詳細。 * 不要（すなわち投棄、利用されない）な漁獲の軽減措置の見直しあるいは研究。 * モニタリングの結果 * 漁業調査のレビュー   **絶滅危惧種・保護種（ETP種）**   * 管轄区域内の保護種のリスト * リスト掲載種へのマイナス影響に関するデータ（オブザーバー報告、ログブック）。 * 海鳥、海洋哺乳類およびウミガメに対するマイナス影響がある場合のデータ（オブザーバー報告、ログブック）、その度合いと内容（有害でない、危害、死亡）。 * 漁業が及ぼす影響に関するリスク評価。 * 当該種に関する漁業への規制（漁具の改変、操業制限、禁漁区あるいは禁漁期）。 * この件に関し、漁業が取った行動の説明（取扱う上での研修、遭遇記録）。 * 当該種へのマイナス影響を軽減する方策の説明。 * その他、可能性のある軽減措置の検討。 * 関連種の個体群および推移（資源評価報告書、IUCNレッドリストの掲載状況、科学調査その他の分析データ）。   **生息域**   * 生息域の分類および特徴に関する情報。 * 生息域の調査など、生息域の変化に関する情報。 * 各生息域の主要な種の脆弱性あるいは復元力の詳細。 * 漁船操業計画。 * 生息域保護のための措置と方策。 * 海底漁具   + 漁具の詳細（例：底引き網の場合であれば、浮子綱と沈子綱の長さ、ティクラーチェーン、ロックホッパー など、開口板のサイズと重量。かごを使用する場合はかごのサイズと重量、縄一本あたりのかご数、同時に仕掛ける縄の本数。）   + 漁具操作の詳細（例：着底の範囲、使用する生息域／海底の制限）。   + 漁船監視システム（VMS）の地図など、漁業の「足跡」を示す情報。   + 禁漁区の詳細、および設置目標。   + 生息域保護のためのその他の規制の詳細（回避ルール、漁具の改変あるいは制限など）。   + 生息域への影響を軽減するためにクライアントが行なった行動の詳細（漁具の改変あるいは試用など）。 * 表層漁具   + 漁具が海底に接触しないことの確証及び補足情報。   + 生息域へのリスク評価、入手可能であれば。   **生態系**   * 入手可能な場合には、複数種の資源評価および漁業管理計画。 * 入手可能な場合には、生態系管理計画。 * 入手可能な場合には、EcopathあるいはEcosimモデル。 * 主要な対象種、管理種、非管理種の餌の分析（すなわち何を餌とし、何に捕食されるのか）。 * 生態系構造および機能を解明する上で参考となる科学論文。 |

* 1. 地域科学機関、国の機関および／もしくは地方団体がまとめた資源評価報告書

|  |  |
| --- | --- |
| **Table 4.2.1 – 表4.2.1 地域科学機関、国の機関および／もしくは地方団体がまとめた資源評価報告書** | |
| 1 | 対象種以外に獲れる種 |
| 参考文献 | * 資源評価に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 投棄もしくは逃した種 |
| 参考文献 | * 資源評価に関するハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

* 1. 生物学および生態学上の最新の科学的助言、科学調査もしくは研究発表

|  |  |
| --- | --- |
| **Table 4.3.1 – 表4.3.1生物学および生態学上の最新の科学的助言、科学調査もしくは研究発表** | |
| 1 | 対象種以外に獲れる種 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 投棄もしくは逃した種 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 3 | **絶滅危惧種・保護種（ETP種）** |
| 参考文献 | * 絶滅危惧種・保護種（ETP種）の定義はMSC漁業認証規格第2.01版の附属文書SA3.1.5にあります。 * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント * ETP種への潜在的な漁業の影響および軽減方法について簡単に説明してください。 |
|  |  |
| 4 | 生息域 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント * 生息域への潜在的な漁業の影響および軽減方法について簡単に説明してください。 |
|  |  |
| 5 | 生態系 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント * 生態系への潜在的な漁業の影響および軽減方法について簡単に説明してください。 |
|  |  |

* 1. ログブックもしくは水揚げデータ

|  |  |
| --- | --- |
| **表4.4.1 ログブックもしくは陸揚げデータ** | |
| 1 | 対象種以外に獲れる種 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 投棄もしくは逃した種 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 3 | **絶滅危惧種・保護種（ETP種）** |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

1. MSC漁業認証規格　原則3 適切な管理
   1. チームにとって、あれば役立つ情報は？

|  |
| --- |
| **管理情報**   * 漁業およびその管理に影響を及ぼす地方、国内、もしくは国際法、条例、政策および規定。 * 食糧および／もしくは生計を漁業に委ねているグループの詳細。 * 論争解決手順。 * 漁業に関与する組織（法的、商業的、NGOその他）のリストと各組織の役割。   協議プロセスの詳細。   * ステークホルダー協議／参加の証拠。 * ステークホルダーへのフィードバックおよび意見を考慮したことの証拠。 * 審査対象漁業に関連した政策文書。 * 意思決定プロセスの情報。 * 調査／モニタリングで明らかになった課題に対して決定がなされていることの証拠。 * 漁業の業績および管理行動に関する正式報告。 * 判決および対応。 * ステークホルダーへの情報提供に関する情報。 * 検査報告書。 * 海上および港での検査の内容および頻度。 * 不履行の詳細とその結果（例：起訴）及び是正措置。 * 教育プログラム。 * 管理業績もしくはプロセスのレビュー文書。 * 是正措置。 * 年次報告書。 * 管理システムに関するピアレビュー済み報告書 |

* 1. 報告書、地図およびその他の文書

|  |  |
| --- | --- |
| **表5.2.1 報告書、地図およびその他の文書** | |
| 1 | 地方、国内および国際規定及び法律（割当、禁漁期、禁漁区域、技術措置その他） |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 2 | 行動規範もしくはその他のライセンス条件 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | クライアントのコメント |
|  |  |
| 3 | オブザーバー報告書及びビデオモニタリング |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 4 | 漁船監視システム（VMS）もしくは自動船舶識別システム（AIS）の地図もしくは報告書 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 5 | 漁業に影響を与える国および地域レベルの管理計画、政策文書もしくは情報 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 6 | 管理のレビューおよび内部監査 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 7 | 管轄区域内の保護対象海洋種のリスト |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 8 | 生息域の地図 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |
| 9 | 検査報告書および違反の詳細 |
| 参考文献 | * ハイパーリンクを含む参考文献があればここに記載し、審査機関が関連の文書を参照できるようにしてください。データファイルについては適切な名前を付けた上、審査機関に直接送信してください。 |
|  |  |
|  | * クライアントのコメント |
|  |  |

1. トレーサビリティ

|  |
| --- |
| CoC認証サプライチェーンに入る資格がある水産物であるという確証を得るためには、以下に則ったトレーサビリティ情報が含まれなければなりません。  認証水産物として販売するためには認証単位（UoC）まで遡って追跡できなければなりません。そのためには以下が必要です。     1. 漁業における認証と非認証水産物の混在あるいは置換リスクを識別し、文書化すると共に 2. 存在するリスクに対処、あるいはそれを軽減するためにどのようなシステムが講じられているかの説明。   リスクに対処、あるいは軽減するシステムは漁業自らが講じている場合もあれば、原則３の審査の中で特定される管理の枠組み（例：VMS、電子ログブック、ドックサイドのモニタリング）に組み込まれている場合もあります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **表6.1 トレーサビリティ情報** |  |
| 要因 | 説明 |
| UoCに含まれない漁具を使用することはありますか？  ある場合には以下について記述してください：   * 同じ出漁中、同じ漁船、あるいは同じ漁期に起きるか。 * リスクの軽減方法 | 漁業においてどの程度の頻度で起こるかを明記してください（定期的、滅多にない、全くないなど）。起きる場合にはトレーサビリティに対する潜在的なリスクにどのように対処し、軽減されているのかを記述してください。  関連の規制の枠組みによってカバーされている場合には、セクション５の*MSC漁業認証規格—原則３—適切な管理*にリンクしていただいてもかまいません。 |
| UoC内の漁船はUoCの水域以外で操業することはありますか？  ある場合には以下について記述してください   * 同じ出漁中に起こりうるのか。 * リスクの軽減方法 | 漁業においてどれくらいの頻度で起きるのかを明記してください（定期的、季節による、全くないなど）。起こる場合にはトレーサビリティに対する潜在的なリスクにどのように対処し、軽減されているのかを記述してください。  関連の規制の枠組みによってカバーされている場合にはセクション５の*MSC漁業認証規格—原則３—適切な管理*にリンクしていただいてもかまいません。 |
| 漁業クライアントのメンバーで、漁業認証の適用範囲内の海上および陸上業務を行う際に認証品と非認証品を同時に取り扱うことがありますか？   * 輸送 * 保管 * 加工 * 陸揚げ * 競り   はい、の場合のリスク軽減方法。 | 漁業においてこうした業務が行われることがあるのか、それがどういった業務なのか、そしてトレーサビリティに対する潜在的なリスクにどのように対処し、軽減されているのかを記述してください。  関連の規制の枠組みによってカバーされている場合にはセクション５の*MSC漁業認証規格—原則３—適切な管理*にリンクしていただいてもかまいません。 |
| 漁業内で積み換えが起きることがありますか？  はいの場合、以下について記述してください。   * 積み換えは海上もしくは港、それとも両方で行われるのか。 * 積み換え先の船舶はUoCに含まれない製品を取り扱う可能性があるのか。 * リスク軽減方法。 | 漁業においてどの程度の頻度で起きるのかを明記してください（定期的、滅多にない、全くないなど）。起きる場合にはトレーサビリティに対する潜在的なリスクにどのように対処し、軽減されているのかを記述してください。  関連の規制の枠組みによってカバーされている場合にはセクション５の*MSC漁業認証規格—原則３—適切な管理*にリンクしていただいてもかまいません。 |
| その他の認証と非認証水産物の混在、置き換えリスクは？  はい、の場合のリスク軽減方法 | 漁業においてどの程度の頻度で起きるのかを明記してください。起きる場合にはトレーサビリティに対する潜在的なリスクにどのように対処し、軽減されているのかを記述してください。 |

附属文書１　クライアント用文書チェックリストに関するガイダンス。

審査員に役立ててもらえるデータは？

* 1. 資源状態データ

どのようなデータ？

漁獲されているすべての資源の状態、及びそのモニタリング方法に関する情報です。同じ資源を対象としているMSC認証取得漁業あるいは認証審査中の漁業があれば、そうした審査からの情報もあると便利です。

審査チームにはどのような情報が必要か？

* 資源状態および／もしくは漁獲死亡率を評価するのに使われている管理基準値、その計算方法、また管理基準値に対する資源状態を知る必要があります。こうした情報は通常、資源評価報告書に含まれています。
* 資源がどのようにモニタリングされているのかを、科学モデル及びそれに使用されるデータの詳細も含めて知る必要があります。
* MSC審査対象の魚種だけでなく、漁獲されている非対象種についても類似のデータが必要です。これは非対象魚種が、漁獲努力によってマイナスの影響を受けていないことを確認するためのもので、これには漁獲されている種の重量および総個体数に占める割合を示すデータも含まれます。
* 非対象種が漁業の総漁獲重量の5%未満の場合には、特に漁獲圧に弱い種（サメ等、一般的に長寿で多産ではない種）でなければさほど詳細なデータは必要でない場合があります。但し、あればそれに越したことはありません。

該当の情報がない場合は？

漁業の管理基準値が明確でない場合、もしくは資源状態を評価する正式なデータがない場合、審査チームはリスク評価に基づく審査枠組（RBF）と呼ばれる別の方法によって、認証審査対象の魚種、および漁業による影響を受けている魚種の資源状態を評価することができます。この場合、漁獲高、漁獲努力、CPUE、魚種の体長、年齢、性比、漁獲構成、資源分布等の経年的データを指標（代理データ）とし、漁業活動による影響を最も受けている要素を確認し、採点することができます。

* 1. 漁獲方策および漁獲制御ルールの詳細

どのようなデータ？

現状のままでは資源レベルが減少してしまうことが明らかになった場合に、漁業が自らの漁獲努力を調整するために用いる手段のことです。

審査チームにはどのような情報が必要か？

漁獲割当や漁獲努力規制、最小サイズ、漁具規制、技術措置等、資源の利用を制御するための外部規制。

* 入手可能なデータから、現行の漁獲努力レベルが高すぎることが示唆される場合に、努力レベルを調整するための内部規制やトリガー（移行基準値）
* 漁獲努力をどのようにモニタリングし、過去において漁獲制御ルールをいつ、どのようにし順守したかについての記録。
* 審査対象の資源については必ず必要な情報ですが、漁業のその他の対象種、非対象種もしくは投棄されている種についても有用な情報です。
  1. 生態系管理方策に関するデータ

どのようなデータ？

漁業が操業している広範な生態系への漁獲努力の影響をモニタリングし、調整するために漁業管理側が用いている方策のことを差します。

審査チームにはどのような情報が必要か？

* 以下の種に対する漁業の影響をモニタリングするために漁業に課せられた、内部規制および／もしくは外部規制の記録。
  + 混獲種／投棄されている種
  + 絶滅危惧種・保護種（ETP種）
  + 生息域
  + 広範な生態系
* 漁業による影響を制御するために漁業がとっている行動（例：禁漁区の設定、漁具の選択、漁具の改良、時間や地域／季節による操業規制等）に関する情報。
* 漁業による影響をどのようにモニタリングしているかについての詳細（例：ログブック、オブザーバー報告書、VMS/AIS、自主的なサンプリング、科学的なモニタリングおよびマッピング・プログラム、生態系に関する実証研究および／もしくはモデリング等）。
* 漁業が操業している国あるいは地域で法的に保護されている種の詳細（例：国の天然記念物のリスト。これには海洋ほ乳類、は虫類、鳥類、魚類、貝類が含まれます）。
* 不要漁獲物の死亡に対し、漁業がどのように対応し、軽減しようとしているかについての詳細。
* 漁具の紛失、不法漁業、漁獲による怪我、ストレスによる死亡等、観察されていない死亡に関する情報。
  1. 漁獲高および漁獲努力に関するデータ

どのようなデータ？

漁業が何を獲ったか、そしてそれを獲るために要した漁獲努力（例：各漁船の出港記録、出漁日数、操業範囲、いつ、どこでどういった漁具を使用したか、かご／釣り針／ラインの数、網の長さ等）の記録。

審査チームにはどのような情報が必要か？

以下の漁獲高および漁獲努力に関する記録：

* 対象種（MSC漁業認証審査の対象種）
* その他の漁獲種（MSC審査対象外の種）
* 投棄／逃した魚種および
* 絶滅危惧種・保護種（ETP）種。
  1. ガバナンスと方針に関する情報

どのようなデータ？

ここでMSC漁業認証規格が問うのは、漁業を管轄する法的な枠組みです。国際的および／もしくは国内の政策、法律および規定からなる公の法的枠組み、および／もしくは法律によって保護されている慣習や伝統からなる慣習的な枠組みが考えられます。

審査チームにはどのような情報が必要か？

* 漁業を規制する地方、国内および国際的な法律や規定、合意に関する情報、および漁業がそうした要求事項を順守するための手段、および順守していることを示す証拠。
* 漁業管理システムのガイドラインとなる方針を示した文書もしくは管理計画。
* 漁業に関与している、もしくは潜在的影響を受けている組織やグループのリスト、および漁業クライアントを含むそうしたステークホルダーがどのようにして漁業管理もしくは漁業の方針策定システムに関わることができるかを示す情報（注記：予備審査の一環として既にステークホルダーのリストが作成されている場合もあります）。
  1. クライアント漁業の管理システム情報

どのようなデータ？

これは漁業の操業に直接関係する管理方針のことを指します。漁業の管理計画あるいは、漁業に直接関係する地方や国内、地域レベルの方策を示したその他の文書および／もしくは漁業の目的に関する商業的ステークホルダーの方針や陳述、といった情報が考えられます。他にも漁業の日々の操業に関する情報（例：意思決定、モニタリング、規制および監視、管理システムの見直し）も含まれます。

審査チームにはどのような情報が必要か？

* 漁業の方針や目的に関する陳述。
* 海上および港でのモニタリング、規制、および監視システムの詳細（例：海上検査、港の検査、ログブックと陸揚げデータの照合、オブザーバー、VMS、CCTV等）。クライアント漁業が過去にどのような違反行為を行い、それにどう対処したかという情報も含まれます（注記：軽度の偶発的な違反行為はMSC認証の妨げになる可能性は低いでしょう。重度の違反があった場合には、再発防止のためにどういった対策がとられているかを示す必要があります）。
* 規制に関する最新情報を漁業がどのように入手しているか、その詳細（例：当局もしくは保護管からの情報、船長への指示等）。
  1. データ不足漁業の情報

どのようなデータ？

審査機関の方から、リスク評価に基づく審査枠組み（RFB）を適用される審査項目があることを告げられた場合、審査を進める上で必要な情報提供を審査チームから求められることになります。

審査チームにはどのような情報が必要か？

* 講じられている管理措置、および、混獲の削減や資源回復等に取られている具体的な方策。
* 海上オブザーバー・プログラム（範囲、期間、目的）などを含むモニタリング方策に関する記述。
* 以下の地図：
  + 漁業の管轄内にある漁獲努力の分布
  + 審査対象の漁業を除く、対象資源に対するすべての漁業の漁獲努力の分布。
  + 魚種、生息域、群集の分布（水深範囲も含む）
* 漁具と魚種、生息域、生態系との重なりの度合い。
* 生殖能力、年齢／雌雄構成、個体数等、魚種の最も脆弱な部分を確認するのに役立つ情報
* 漁業による魚種および／もしくは生息域への影響を採点するために必要な情報。

1. テンプレート情報および著作権表示

本文書は「クライアント用文書チェックリスト第2.0版」を元に作成されている。

「MSC クライアント用文書チェックリスト第2.0版」とその内容の著作権はMarine Stewardship Council (海洋管理協議会)に帰属する。- ©“Marine Stewardship Council”201８年

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **バージョン履歴** | |  |
| 版 | 発行日 | 改定内容 |
| 1.0 | 2014年10月8日 | 発行日 |
| 2.0 | 2018年12月17日 | MSC漁業認証審査プロセス第2.1版と同時に発行 |

MSCプログラム文章の管理文書リストはMSCウェブサイト（msc.org）に掲載されている。

Senior Policy Manager

Marine Stewardship Council

Marine House

1 Snow Hill

London EC1A 2DH

United Kingdom

Phone: + 44 (0) 20 7246 8900

Fax: + 44 (0) 20 7246 8901

Email: [standards@msc.org](mailto:standards@msc.org)